

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月23日
【事業年度】	第35期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	シャクリー・グローバル・グループ株式会社
【英訳名】	SHAKLEE GLOBAL GROUP, INC.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 番場 孝
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布三丁目2番6号
【電話番号】	(03)5410-0455
【事務連絡者氏名】	経理部長 島立 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西麻布三丁目2番6号
【電話番号】	(03)5410-8952
【事務連絡者氏名】	経理部長 島立 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第31期 平成17年3月	第32期 平成18年3月	第33期 平成19年3月	第34期 平成20年3月	第35期 平成21年3月
売上高(百万円)	23,423	26,428	26,539	27,322	24,685
経常利益(百万円)	1,757	2,671	1,179	2,222	2,199
当期純利益(百万円)	577	1,228	376	1,441	1,341
純資産額(百万円)	4,994	6,391	6,241	5,229	3,573
総資産額(百万円)	35,581	36,289	36,435	32,488	30,884
1株当たり純資産額(円)	201.85	258.32	248.67	204.73	136.39
1株当たり当期純利益(円)	23.35	49.61	15.23	58.28	54.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	23.32	49.57	-	-	-
自己資本比率(%)	14.0	17.6	16.9	15.6	10.9
自己資本利益率(%)	5.3	21.6	6.0	25.7	31.8
株価収益率(倍)	54.18	22.8	55.4	12.16	11.70
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	3,241	2,543	394	3,058	3,076
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	18,381	346	580	569	758
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	9,079	3,552	404	729	1,656
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	5,176	4,850	3,483	4,699	5,271
従業員数(人)	637	661	678	671	650

(注) 1. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)が含まれておりません。

2. 第33期、第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第33期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第31期 平成17年3月	第32期 平成18年3月	第33期 平成19年3月	第34期 平成20年3月	第35期 平成21年3月
売上高(百万円)	6,631	716	808	450	1,260
経常利益(百万円)	599	651	649	306	1,143
当期純利益(百万円)	113	656	648	335	1,143
持分法を適用した場合の投資 利益(百万円)	-	-	-	-	-
資本金(百万円)	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
発行済株式総数(千株)	25,920	25,920	25,920	25,920	25,920
純資産額(百万円)	4,521	4,433	4,423	4,089	4,524
総資産額(百万円)	5,015	4,453	4,623	4,524	4,598
1株当たり純資産額(円)	182.75	179.20	175.16	158.61	174.82
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)
1株当たり当期純利益(円)	4.59	26.55	26.22	13.56	46.27
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益(円)	4.59	26.54	-	-	-
自己資本比率(%)	90.2	99.6	93.7	86.7	94.0
自己資本利益率(%)	1.3	14.7	14.8	8.1	27.8
株価収益率(倍)	275.4	42.6	32.2	52.3	13.7
配当性向(%)	653.1	113.0	114.4	221.3	64.8
従業員数(人)	0	0	0	0	0

(注) 1. 売上高には、消費税等が含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。

3. 当社は、第33期、第34期及び第35期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は記載しておりません。

4. 第33期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【沿革】

年月	沿革
昭和50年5月	米国のシャクリーコーポレーションの100%子会社であるシャクリーコーポレーションピー・ブイの全額出資により、日本における栄養補給食品の将来性に着目して、栄養補給食品を主要製品として、主原料を米国シャクリーコーポレーションより輸入し、愛用者（シャクリーファミリー）に販売することを目的として「日本シャクリー株式会社」を設立。
昭和50年8月	家庭用クリーナーの販売を開始。
昭和50年9月	基礎栄養食品の販売を開始。
昭和53年1月	パーソナルケア製品の販売を開始。
昭和54年10月	シャクリー工業日本株式会社の株式を取得し、同社を当社の生産部門を担当する子会社とする。
昭和58年4月	シャクリー工業日本株式会社の新工場を静岡県富士郡芝川町に竣工。
昭和58年5月	生理活性物質食品の販売を開始。
昭和59年12月	栄養飲料の販売を開始。
昭和60年1月	栄養志向食品の販売を開始。
昭和61年8月	社団法人日本証券業協会東京地区協会（現日本証券業協会）に店頭売買銘柄として登録。
昭和62年1月	スイス・プロクソ社との販売提携による口腔衛生器具の販売を開始。
昭和62年7月	ネスル株式会社（現ネスレ日本株式会社）との販売提携によるネスル製品の販売を開始。
平成元年2月	当社の支配株主であった米国のシャクリーコーポレーションの子会社が所有する当社株式全株が、山之内製薬株式会社に譲渡されたことにより、当社の親会社は山之内製薬株式会社となる。
平成元年8月	米国のディスカバリー・トイズInc. と合併会社（ディスカバリー・トイズ株式会社）を設立し、同社の教育玩具類と販売システムに基づき教育関連事業に進出。
平成5年12月	ディスカバリー・トイズ株式会社（平成6年5月 株式会社エクスコに社名変更）を100%子会社とする。ディスカバリー・トイズ製品の一部の販売を開始。
平成7年8月	株式会社エクスコを解散。
平成14年2月	当社の親会社山之内製薬株式会社が所有する当社株式を、山之内製薬株式会社の子会社山之内グループホールディングInc.（議決権所有割合100%）へ現物出資し、山之内グループホールディングInc. がその子会社山之内コンシューマーInc.（議決権所有割合100%）へ現物出資し、当社の親会社は3社となりました。
平成15年3月	山之内製薬株式会社が山之内U.S.ホールディングInc.を設立し、山之内U.S.ホールディングInc. が山之内グループホールディングInc.の株式を100%所有した為、当社の親会社は4社となりました。
平成16年5月	山之内製薬株式会社の子会社山之内コンシューマーInc.の所有する当社株式全株が、イノービスに譲渡されたことにより当社の親会社はイノービスとなる。 米国に設立した当社の100%子会社であるシャクリーU.S.ホールディングコーポレーションを通じ、米国のシャクリーコーポレーションを取得したことにより、同社及びその子会社も当社の子会社となる。
平成16年6月	当社の親会社であるイノービスが、シャクリー・ワールドワイド・エルエルシーに社名変更。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成16年12月	当社は、会社分割により持株会社に移行し、社名をシャクリー・グローバル・グループ株式会社に変更。 子会社として、日本シャクリー株式会社を設立。
平成17年3月	当社の親会社シャクリー・ワールドワイド・エルエルシーが所有する当社の株式が、シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー及びRHJインターナショナル エスエーの100%子会社であるRHJシャクリー・ホールディングの2社の保有となる。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる主な事業内容と企業集団を構成する各会社の当該事業における位置づけの概要は次のとおりであります。

[栄養補給食品、パーソナルケア製品及びホームケア製品] 会社総数 22 社

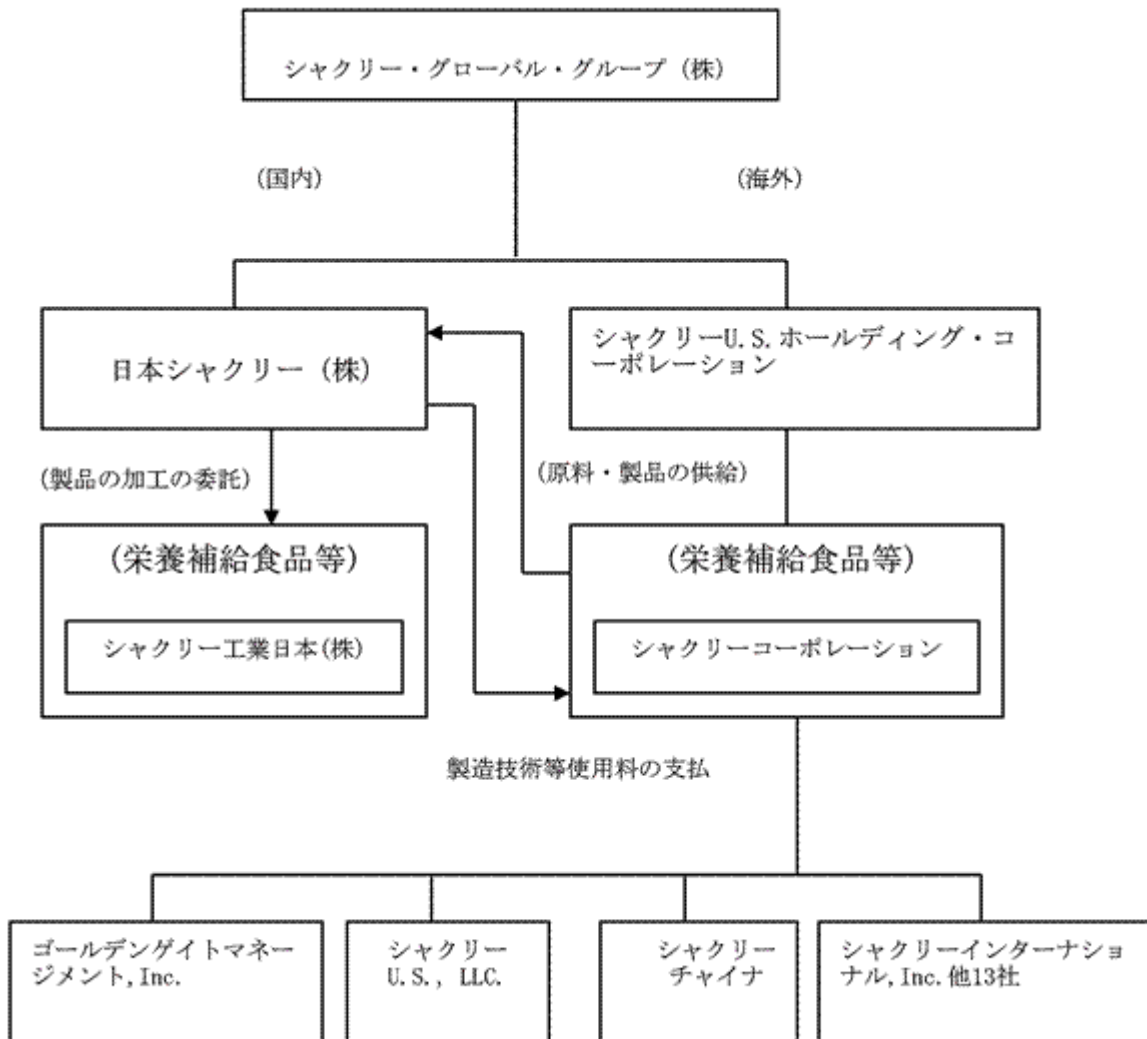
当社グループはシャクリー・グローバル・グループ（株）を持株会社とし、その傘下に各事業会社を配置しております。

（国内）日本シャクリー（株）が、シャクリーファミリー（スーパーバイザー、ディストリビューター及びメンバーで構成）を通じて、国内の消費者へ販売しております。

なお、原料及び製品の一部をシャクリーコーポレーションより購入し、製造技術等使用料を支払っております。また、シャクリー工業日本(株)へは製品の加工を委託しております。

（海外）シャクリーコーポレーションが製造し、北米、東南アジアにおいてシャクリーファミリーを通じて消費者へ販売しております。

以上に述べた当社グループの概要図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
日本シャクリー(株)(注1,2)	東京都港区西麻布	400百万円	栄養補給食品等の製造販売	100.0	役員の兼任8名
シャクリーU.S.ホールディングコーポレーション(注1)	米国カリフォルニア州	30百万米ドル	米国持株会社	100.0	役員の兼任2名
シャクリー工業日本(株)	静岡県富士郡芝川町	30百万円	栄養補給食品の加工	100.0 (100.0)	-
シャクリーコーポレーション(注1)	米国カリフォルニア州	1米ドル	栄養補給食品等の製造販売	100.0 (100.0)	役員の兼任4名
シャクリーU.S.,LLC(注1,2)	米国カリフォルニア州	1米ドル	栄養補給食品等の販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
シャクリーインターナショナル インク	米国カリフォルニア州	45米ドル	栄養補給食品等の販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
その他15社					

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えているが、それぞれの所在地別セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

その他の関係会社

その他の関係会社	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容
RHJインターナショナル エスエー	ベルギー国ブリュッセル	88,491百万円	持株会社	42.8 (41.0)	役員の兼任1名
RHJシャクリー・ホールディング	ベルギー国ブリュッセル	88百万ユーロ	持株会社	41.0	-
シルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー	米国デラウェア州	1百万米ドル	持株会社	41.0	役員の兼任1名

(注)議決権の被所有割合の()内は、間接被所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメント情報を記載していないため、国内国外別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成21年3月31日現在

	従業員数(人)
国内 栄養補給食品等の製造販売	177 人
国外 栄養補給食品等の製造販売	473 人
合計	650 人

(2) 提出会社の状況

当社は純粋持株会社のため従業員はおりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度においては、原油価格の変動、インフレーションの兆し、失業率の上昇、不安定な金融市場、USドル安、といった様々な問題に直面しました。なかでもUSドル安の影響は大きく、当会計年度の当社グループ売上高は、総売上高（前年同期比 10.6%減少）、純売上高（前年同期比 9.7%減少）ともに、昨年に比べて減少する結果となりましたが、これは、為替変動の影響によるところが大きく、それを除けば、総売上高は2.1%の減少、純売上高は0.9%の増加となります。

このような厳しい経済環境の中で、当社としては、新製品の開発、新規メンバーの開拓、各メンバーの継続的な活動の強化に力を注いでまいりました。

これにより、売上は回復しつつあります。売上を中心とするセールスリーダーの数は伸びており、その継続的な活動も活発になってきております。

新規マーケットにつきましても、中国で営業活動を開始した他、引き続き台湾での活動を拡充しており、グループ全体の売上に寄与してきております。

また、日本においては、第4四半期になって売上回復の兆しが見え始めて来ておりますが、当年度の後半においては景気後退による消費者の買い控え傾向の影響が見られました。

なお、当連結会計年度より、会計基準の変更によりのれんの償却を開始したことに伴い、のれん償却費用として、当連結会計年度において、566百万円が販売費及び一般管理費に含まれております。

また、米国において退職者医療プログラムを変更したことに伴い、120百万円の特別利益が発生いたしました。

一方、前年度には、米国における年金制度の変更による特別利益と無形固定資産の減損損失が発生し、両者通算で575百万円の利益を計上しております。

これらの前年度と当年度の現金の移動を伴わない一時的な損益を除きますと、当社グループの当年度の利益は、営業利益、経常利益、当期純利益ともに、前年同期に比べ全て20%以上の増加となりました。

営業利益は23.9%の増加、経常利益は24.3%の増加、当期純利益は節税効果もあり69.7%の増加となります。

営業利益の実質的な増加は、北米において大きく改善したこと、および新規マーケットにおいてスタートにかかる当初の開発費用が大幅に減少したことによります。

また、全ての市場において厳しく経費をコントロールし、営業収益率の改善を図ることが出来ました。

前述の一時的な要因を加えた公表数値は、営業利益、経常利益、当期純利益は、それぞれ前年に比べ4.8%の増加、1.0%の減少、6.9%の減少、となっております。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが3,076百万円に対し、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローが2,414百万円だったことにより572百万円増加し、当連結会計年度末には5,271百万円となりました。

その内訳は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、3,076百万円（対前期比18百万円増）となりました。

これは主に税金等調整前当期純利益等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、758百万円（同188百万円増）となりました。これは主に有形・無形固定資産の取得のための支出等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、1,656百万円（同927百万円増）となりました。これは主に配当金の支払及び長期借入金の返済による支出等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
栄養補給食品等	33,066	77.9
合計	33,066	77.9

(注) 1. 金額は当社グループの販売価格（売上割戻高控除前）換算で表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
栄養補給食品等	24,685	90.3
合計	24,685	90.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループの世界的なビジネスは、今後とも昨年度の第2四半期に始まった金融不安による世界同時不況の影響を受けることとなります。また、原油価格は昨年度当初の記録的な高値から下落してはおりますが、ひところの高騰の結果を受けた原材料価格の上昇の影響を引続き受けております。

また、世界の多くの国で景気活性化策としてとられている財政による景気刺激策は次年度において更なるインフレ要因ともなりかねません。

また、業界内でのさらなる厳しい競争、そのほかの分野からの競争者の参入による競争の激化は、当社グループの今後の売上、収益に大きな影響となります。

一方、当業界は過去の不況時においても相対的に堅調な売上を維持してきております。

今回の不況においてもこの傾向が続けば、当業界および当社グループにとっては相対的な強みとなります。

勿論、引続き、当社グループは経費削減に努めるとともに、新製品の開発、付加価値の増大をメンバーに提供し、営業基盤を強化し、売上増加に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状況などに影響をおよぼす恐れのあるリスクには以下のようなものがあります。なお、下記の項目で将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

財務状況に関するリスク

当社グループでは、当連結会計年度末で、15,259百万円の借入金があります。日米の経済状況の変化による金利の高騰や、為替レートの変動があった場合には、当社の収益に影響を及ぼす恐れがあります。

法律や規制の変更によるリスク

当社グループでは、栄養補給食品を主力の商品として扱っておりますので、常に厳しい規制、管理のもとで業務を行っております。そのため将来における法律、規制、政策などの変更ならびに、それらによって発生する制度や慣習の変化が、当社グループの業務遂行や収益に影響を及ぼす恐れがあります。

商品及び原料の調達に関するリスク

当社グループが販売する栄養補給食品などの加工を委託しているメーカーや原材料を購入しているメーカーなどに何らかのトラブルがあり、当社グループが要望している納期、及び数量に著しい変化が生じた場合、当社グループの業務遂行や収益に影響を及ぼす恐れがあります。

当社グループでは、これらのリスクを十分に把握し、常にその状況を想定し、諸施策を図ることによりリスクの最小化に努めております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、栄養補給食品、パーソナルケア製品、ホームケア製品を中心に、市場のニーズや社会環境の変化を先取りし、かつ、他社との差別化を図った新製品の開発や既存製品のリニューアルに積極的に取り組んでおります。また、日米で緊密な連携・協力関係を保って、研究開発を効率的に進めております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、572百万円となっております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態

当連結会計年度末の資産につきましては、現金及び預金が574百万円増加し、会計基準の変更に伴いのれんの償却を開始したことよりのれんが2,980百万円減少しました。

また、リース会計基準の変更により有形固定資産が812百万円増加しました。

これらの結果資産は前連結会計年度末に比べ1,604百万円の減少となりました。

負債につきましては、借入金の返済により借入金459百万円減少し、リース会計基準の変更によりリース債務が811百万円増加しました。これらの結果負債は前連結会計年度末に比べ52百万円の増加となりました。

純資産につきましては、当期純利益の計上により1,341百万円増加しましたが、配当金の支払いにより741百万円減少し、のれんの過年度償却費の計上により2,540百万円減少しました。

これらの結果、純資産は前連結会計年度末に比べ1,604百万円減少しました。

キャッシュ・フローにつきましては、当連結会計年度期末日における現金及び現金同等物残高は、5,271百万円で、期首残高に比較して572百万円（前年同期比47.1%減）の増加となりました。これは営業活動によるキャッシュ・フローが3,076百万円に対し、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローが2,414百万円だったことによるものです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益2,312百万円、減価償却費1,641百万円等による増加に対し、退職給付引当金の減少241百万円、法人税等支払い1929百万円、たな卸資産の増加170百万円、仕入れ債務の減少130百万円等があり、3,076百万円となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得352百万円、無形固定資産の取得344百万円等により758百万円になり、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い1741百万円、長期借入金の返済391百万円等により1,656百万円となりました。

(2) 経営成績

経営成績及びその分析につきましては、第2「事業の状況」1.「業績等の概要」、3.「対処すべき課題」、4.「事業等のリスク」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、研究開発力及び生産力の強化と効率化、販売力の強化、業務の効率化を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度の設備投資額は、352百万円（有形固定資産計上ベース）となりました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグ メントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
日本シャク リー株式会社	(東京都港 区西麻布)	栄養補給 食品等	全社統括 業務施設	74	2	922	-	18	1,017	143
シャクリー工 業日本株式会 社	(静岡県富 土郡芝川 町)	栄養補給 食品等	生産設備	31	59	-	-	2	93	34

(注) 1. 各資産の金額は、有形固定資産の帳簿価額であります。

2. 日本シャクリー株式会社の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品18百万円であります。シャクリー工業日本株式会社の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品2百万円であります。

3. 主要な貸与固定資産の内訳は以下の通りです。

貸与機械装置

特定外注先に対し当社製品の製造のために貸与している機械装置等であります。

貸与車両

スーパーバイザーに対して貸与している車両922百万円があります。

(3) 在外子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグ メントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
シャクリー コーポレー ション	(米国カリ フォルニ ア州)	栄養補給 食品等	その他設 備	2,113	431	-	-	367	2,912	473

(注) 1. 各資産の金額は、有形固定資産の帳簿価額であります。

2. 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具、器具備品及び建設仮勘定であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,920,000	25,920,000	ジャスダック証券取引所	-
計	25,920,000	25,920,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

- 1)旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定及び平成16年6月24日定時株主総会決議、平成17年6月29日定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	93,000	93,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,000	93,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,430	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年10月1日 至平成26年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,430 資本組入額 715	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部は行使できないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成16年11月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	105,000	105,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,000	105,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,343	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年12月10日 至平成26年12月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,343 資本組入額 672	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部は行使できないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成17年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	17,000	17,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000	17,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,050	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月8日 至平成27年7月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,050 資本組入額 525	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、合併・会社分割を行う場合等は、行使価額の調整事由が生じた場合にも、適切に調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

2) 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	100,000	100,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	985	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 985 資本組入額 493	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるところとする。	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

平成18年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,036,800	1,036,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,036,800	1,036,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,313	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成28年6月30日	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,313 資本組入額 657	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。 調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

平成18年6月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	372,430	372,430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	372,430	372,430
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,071	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成28年6月30日	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,071 資本組入額 536	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、別途定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、合併・会社分割を行う場合等は、行使価額の調整事由が生じた場合にも、適切に調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
昭和63年12月16日 (注)	4,320,000	25,920,000	216,000	1,296,000	-	-

(注) 昭和63年12月16日開催の第14回定時株主総会の決議に基づく株式配当による。

無償 株式配当(1:0.2)

発行価格 50円 資本組入額 50円

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	4	19	11	-	1,310	1,348	-
所有株式数 (単元)	-	219	13	589	20,619	-	4,343	25,783	137,000
所有株式数の割合 (%)	-	0.85	0.05	2.29	79.97	-	16.84	100.0	-

(注) 自己株式1,196,205株は、「個人その他」欄に1,196単元及び「単元未満株式の状況」欄に205株を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アールエイチジェイ・シャク リー・ホールディング (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	Avenue Louise 326,1050 Brussels,Belgium (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	10,074	38.86
シルバー・ファミリー・ホー ルディングス・エルエルシー (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	Corporation Trust Company 1209 Orange Street Corporation Trust Center Wilmington, Delaware 19801 USA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	10,074	38.86
シャクリー・グローバル・グ ループ株式会社	東京都港区西麻布3丁目2番6号	1,196	4.61
日本シャクリー取引先持株会 丸武産業有限会社	東京都港区西麻布3丁目2番6号 東京都新宿区西新宿8丁目5番5号	491 473	1.89 1.82
アールエイチジェイ・イン ターナショナル エスエイ (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	Avenue Louise 326,1050 Brussels,Belgium (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	457	1.76
東京海上日動火災保険株式会 社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	100	0.38
株式会社みずほコーポレート 銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海ア 일랜드トリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	99	0.38
小林忠義	栃木県宇都宮市	44	0.17
東京トヨペット株式会社	東京都港区芝浦4丁目8番3号	34	0.13
計	-	23,044	88.90

(注) 所有株式数は1,000株未満を切り捨てて表示しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,196,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,587,000	24,587	-
単元未満株式	普通株式 137,000	-	-
発行済株式総数	25,920,000	-	-
総株主の議決権	-	24,587	-

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シャクリー・グローバル・グループ株式会社	東京都港区西麻布3丁目2番6号	1,196,000	-	1,196,000	4.61
計	-	1,196,000	-	1,196,000	4.61

(8) 【ストックオプション制度の内容】

旧商法及び会社法に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月24日、平成17年6月29日、平成18年6月29日及び平成21年6月23日開催の当社定時株主総会において特別決議されたものであります。

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、新株予約権の発行日の前3ヶ月間の各日(取引が成立していない日を除く。)のジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権の発行日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の低い方とする。当社が株式分割または株式併合を行う場合には、1株当たりの行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。調整後行使価額=調整前行使価額×(1/分割・併合の比率)上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整できるものとする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の発行日から発行日より10年後の日まで、 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部は行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,365,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、新株予約権の発行日の前3ヶ月間の各日(取引が成立していない日を除く。)のジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権の発行日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社株式の普通取引の終値の低い方とする。 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、1株当たりの行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整できるものとする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の発行日から発行日より10年後の日まで。 ただし、新株予約権は、本新株予約権の発行日の2年後の日に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の3年後に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後の日に付与された新株予約権の33.4%が行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。(2)被割当者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者の地位にあることを要する。(3)この他の条件は、当社と被割当者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	将来の当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))なお、本新株予約権は、当社及び当社子会社の現時点における取締役及び執行役には付与されません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	各新株予約権の1株当たりの行使価額は1円とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の発行日の3年後の日に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の5年後の日に付与された新株予約権の33.4%がそれぞれ行使可能になる。
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部は行使できないものとする。 (2)被割当者は、権利行使可能となった時点において当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者の地位にあることを要する。また、発行日から10年を経過した日以降は行使することはできない。 (3)新株予約権の行使により取得した株式の譲渡については、新株予約権の発行日から5年後の日までは、当社取締役会の承認を要するものとする。 (4)この他の条件は、当社と被割当者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	790,770
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、本新株予約権の割当日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値とする。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	各新株予約権の1株当たりの行使価額は1円とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権が行使可能となった日から、行使可能となった日が存する事業年度の末日の2ヶ月と2週間後の日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、付与された新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の5年後の応当日に、それぞれ行使可能になる。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。また、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。 (3) 行使可能となった本新株予約権は、行使可能となった日を含む当社の事業年度の末日(現在は3月31日)から2ヶ月と2週間後の日までに行使されなければならない。 (4) 本新株予約権の行使により取得した株式の譲渡については、本新株予約権の割当日から5年後の応当日までは、当社取締役会の承認を要する。 (5) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,036,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、1,313円と本新株予約権の割当日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の高い方とする。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	372,430
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、1,071円と本新株予約権の割当日に入手可能な最も新しいジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の高い方とする。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成21年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成21年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,482,230
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、割当日に行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(平成21年6月23日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役、執行役、従業員及びこれらに準ずる者(「適格対象者」とする。(なお、発行対象者には、当社の通常の業務の過程で適格対象者となる者、当社又は当社の子会社による企業買収取引の過程で適格対象者となる者及び現在適格対象者であり且つ適格対象者であり続ける者が含まれる。))
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	112,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの行使価額は、割当日(ただし、同日が取引日でない場合は直前の取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値とする。なお、「取引日」とは、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の普通取引の終値が存在する日をいう。 当社が株式の併合又は分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率) 上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式又は新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会がその判断において行使価額を適切に調整することができる。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から10年後の応当日まで。 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の66.6%が本新株予約権の割当日に、付与された本新株予約権の総数の33.4%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の新株予約権の一部のみを行使することはできない。 (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。 (3) この他の条件は、当社と新株予約権者との間の任用契約又は新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該契約または計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。 この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 新株予約権の目的である株式 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の数 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額） 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。</p> <p>(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	4,705	2,411
当期間における取得自己株式	1,528	1,177

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	832	412	-	-
保有自己株式数	1,196,205	-	1,197,733	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主価値の向上を経営上の最重要課題のひとつとして認識しており、厳しい経営環境のもとにおいても、株主価値の向上を目的として、売上及び利益の向上、財務体質の改善など経営基盤の強化に努めております。

配当金につきましては、会社の今後の業績および将来の成長を図るための投資の必要性などを勘案し、減少する可能性を含めて、適切な配当政策を検討しております。

また、毎事業年度における配当の回数は、当社定款において定められた中間配当、期末配当、その他であり、これらの配当等の決定機関は取締役会であります。

また当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当金（円）
平成20年11月13日 取締役会決議	370	15
平成21年5月19日 取締役会決議	370	15

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高（円）	1,890	1,300	1,158	868	800
最低（円）	1,000	934	811	709	346

（注）平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所における株価を記載しており、それ以前は日本証券業協会公表の株価を記載しております。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高（円）	600	540	390	466	610	800
最低（円）	440	380	346	380	400	550

（注）ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

5【役員の状況】

(1)取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		ロジャー・パー ネット	1964年9月27日生	1993年 アーケード・インク 社長 1997年 アーケード・インク 社長 兼CEO 1999年 ビューティー・ドットコム 会長兼 CEO 2001年 アクティバイテッド・ホールディン グス・エルエルシー マネージング・ パートナー 現在に至る 2004年 シルバー・ファミリー・ホールディ ングス エルエルシー マネージング ・ディレクター 現在に至る 2004年 日本シャクリー株式会社(現シャク リー・グローバル・グループ株式会 社)取締役、代表執行役会長兼CEO 現 在に至る 2004年 日本シャクリー株式会社 取締役代表 執行役 現在に至る	1年	-
取締役		ヴィクター・パー ネット	1933年4月5日生	1976年 ヴィラーク・キャピタル・インク 会 長 現在に至る 1987年 GUSビーエルシー 取締役 1997年 パーバリー・リミテッド 会長 2002年 グレイ・グローバル・グループ 取締 役 2004年 日本シャクリー株式会社(現シャク リー・グローバル・グループ株式会 社)取締役 現在に至る 2004年 日本シャクリー株式会社 取締役 現 在に至る	1年	-
取締役		ドン・ルービン	1934年1月10日生	1965年 ゾンネンシャイン・ナス・アンド・ ローゼンサル・エルエルビーパート ナー 現在に至る 1967年 マクドナルド・コーポレーション 取 締役 1972年 テニス・コーポレーション・オブ・ アメリカ 取締役 1982年 ドーバート・インダストリーズ・イ ンク 取締役 現在に至る 1988年 チャス・レビー・カンパニー 取締役 1991年 ゾンネンシャイン・ナス・アンド・ ローゼンサル・エルエルビーチェア マン 1994年 モレックス・インク 取締役 現在に 至る 2004年 日本シャクリー株式会社(現 シャク リー・グローバル・グループ株式会 社)取締役 現在に至る 2004年 日本シャクリー株式会社 取締役 現 在に至る 2006年 イーシーピー・インコーポレイ ティッド 取締役 現在に至る 2008年 チャス・レビー・カンパニー 取締役 顧問 現在に至る	1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		リチャード・シレ フス	1955年5月7日生	1983年 アライドシグナル・インク ベン ディックス・ヨーロッパ 1993年 テスコ・フランス エスエー 取締役 エスタプリスマン・カッター・エス エー 取締役 1996年 ユーロトンネル・ピーエルシー CFO ユーロトンネル・エスエー CFO 2002年 ユーロトンネル・ピーエルシー CEO ユーロトンネル・エスエー 会長兼 CEO 2006年 R H J インターナショナル・エス エー エグゼクティブ・ヴァイス・プ レジデント 現在に至る 2007年 フェニックスリゾート株式会社 取 締役 現在に至る 2007年 株式会社ディーアンドエムホール ディングス取締役 2007年 コロンビアミュージックエンタテイ ンメント株式会社取締役 現在に至る 2007年 当社取締役 現在に至る 2007年 日本シャクリー株式会社 取締役 現 在に至る	1年	-
取締役		富村 隆一	1959年2月17日生	1984年 日本アイ・ビー・エム株式会社 マー ケティング・マネージャー 1990年 株式会社リクルート ジェネラル・マ ネージャー 1994年 ビー・ダブリュー・シー コンサル ティング マネージング・パートナー 2002年 アイ・ビー・エム・コーポレーショ ン ヴァイス・プレジデント 2002年 株式会社ソフマップ社外取締役 2004年 日本テレコム株式会社 代表執行役兼 取締役 シニア・エグゼクティブ・ ヴァイス・プレジデント 2006年 RHJI インダストリアル・パートナ ーズ・アジア・インク エグゼクティ ブ・ヴァイス・プレジデント兼マ ネージング・ディレクター 2007年 株式会社アルファパーチェス 取締役 現在に至る 2007年 株式会社ディーアンドエムホール ディングス 取締役 2007年 株式会社 R H J インターナショナル ・ジャパン 代表取締役兼マネージ ング・ディレクター 現在に至る 2007年 当社取締役 現在に至る 2007年 日本シャクリー株式会社 取締役 現 在に至る	1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		野宮 博	1949年12月24日生	1974年 三菱商事株式会社 鉄鋳部 1981年 三菱商事株式会社 投資管理部 マネージャー 1986年 Mitsubishi Euro-Africa S.A. (London) 投資マネージャー 1990年 MCF Financial Services Limited (London) マネージング・ディレクター 1994年 三菱商事株式会社 コーポレート・ファイナンス部部长代理 1996年 リップルウッドホールディングスL.L.C.(New York)インベストメント・エグゼクティブ 1999年 株式会社リップルウッド・ジャパン 代表取締役 2001年 ナイルズ株式会社 取締役 現在に至る 2005年 R H J インターナショナル・ジャパン 代表取締役 現在に至る 2006年 株式会社アルファパーチェス 取締役 現在に至る 2006年 フェニックスリゾート株式会社 取締役 現在に至る 2007年 コロンビアミュージックエンタテインメント株式会社取締役 現在に至る 2009年 当社取締役 現在に至る 日本シャクリー株式会社 取締役 現在に至る	1年	-
取締役		番場 孝	1935年11月2日生	1959年 富士紡績株式会社 入社 1976年 エイボン・プロダクツ株式会社 入社 1988年 同社代表取締役社長 1993年 ニュースキンジャパン株式会社 入社 同社代表取締役社長 2003年 同社退社 2004年 日本シャクリー株式会社(現シャクリー・グローバル・グループ株式会社) 代表執行役副会長、取締役 2004年 日本シャクリー株式会社 取締役、代表執行役会長兼社長 現在に至る 2004年 当社取締役、代表執行役社長 現在に至る	1年	-
計						-

(注) 1. ヴィクター・バーネット、ドン・ルーピン、リチャード・シレフス、富村 隆一、野宮 博は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。

2. ヴィクター・バーネットは、ロジャー・バーネットの父であります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役会 長兼CEO		ロジャー・パー ネット	(1)取締役の状況参照	(1)取締役の状況参照	1年	-
代表執行役社 長		番場 孝	(1)取締役の状況参照	(1)取締役の状況参照	1年	-
執行役	管理本部長	湯田 芳久	1950年11月8日生	1973年 東洋信託銀行(現三菱UFJ信託銀行) 株式会社 入社 2004年 同社退社 2004年 日本シャクリー株式会社 入社 財務 部長兼企画部長 2005年 当社 執行役 現在に至る 同社 管理本部長 現在に至る 日本シャクリー株式会社 執行役 現 在に至る 同社 管理本部長 現在に至る	1年	-
計						-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、かつ経営環境の変化に迅速、的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つに掲げております。特に、コンプライアンスにつきましては、経営者のみならず、全社員が認識し実践することが不可欠であると考えております。

このような視点の下、当社は、委員会設置会社の機関設計を採用し、業務執行機能の向上及び経営監督機能の強化を図っております。業務執行機能と経営監督機能との分離により、業務執行者である執行役は機動的かつ迅速な意思決定を行う一方、取締役会は経営に関する基本事項の決定および執行役の業務執行の監督に努めております。また、社外取締役を中心として構成される指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員会は、経営の透明性を向上させ、コンプライアンス体制を構築する上で優れた統治機構であると考えております。

2) 会社の機関の内容

委員会設置会社として、取締役会、監査委員会、指名委員会、報酬委員会を設置している他、日常の業務執行については執行役に委任しております。取締役及び各委員会の委員は下記の通り社外取締役が過半数を占めることにより、経営の透明性の確保及び経営に対する監督機能の充実に努めております。

取締役会は7名、うち5名は社外取締役をもって構成しております。

監査委員会は4名、全て社外取締役をもって構成しております。

指名委員会は4名、うち3名は社外取締役をもって構成しております。

報酬委員会は4名、うち3名は社外取締役をもって構成しております。

執行役は3名、うち2名は代表執行役で取締役を兼務しております。

なお、社外取締役は、いずれも人的関係、資本関係、取引関係等、当社との利害関係はございません。

また、監査委員会の補佐機関として、経営方針及び会社所定の体制に則って業務が遂行されているかを、公正な立場で評価、指摘する機能を持つ監査部を設けることができるものとしております。監査部は、独立性及び公正性を保つために、いずれの業務部門にも属さず、またいずれの執行役の管轄下にもなく、監査委員会直轄としており、各部門の業務プロセスの適正性、効率性をチェックします。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
業務執行社員	岸上 恵子	新日本有限責任監査法人
	室橋 陽二	
	田中 葉子	

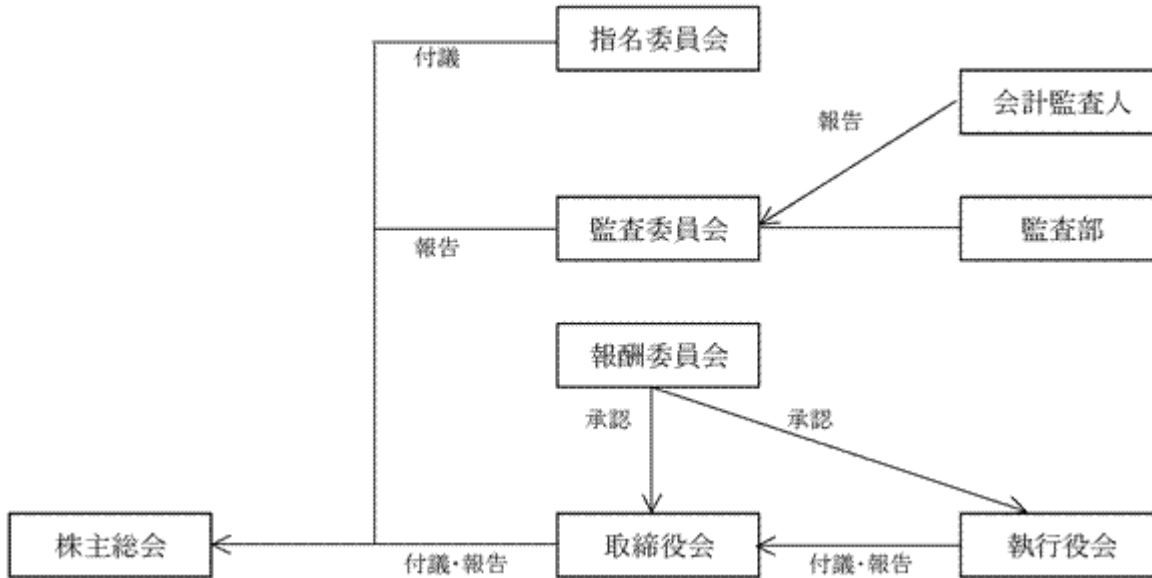
* 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

* 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名 会計士補等4名 その他11名

3) 会社の機関・内部統制の仕組み
 仕組み図は以下の通りです。



4) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社では、業務の適正を確保するための内部統制システムの整備を目的として、内部統制規則を制定しております。

経営方針に照らして、経営及び一般業務一切の活動と制度を独自の立場より評価、指摘することにより、会計記録の正確性と経営の信頼性を確保することを目的に監査部を設けることができるものとしております。

監査部は、独立性と公正さを保つために、どこの業務部門にも属さず、またいずれの執行役の管轄下にもなく、監査委員会直轄としており、各部門の業務プロセスの適正性、効率性をチェックします。

このほか、日常の業務遂行にあたり、法規制等については、法務部と関連部署によるダブルチェックを社内ルール化しており、また必要に応じて顧問弁護士、会計士等の社外専門家にアドバイスを受けるなど、法令遵守体制の徹底に務めています。

また反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムに位置づけるため、規則の整備を行いました。

5) 役員報酬の内容

報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

取締役については、各取締役の職務内容に鑑みて、無報酬又は、固定金額及びストック・オプションとして定めています。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度としております。

執行役については、各執行役の職務内容に鑑みて、基本報酬、業績連動型報酬、ストック・オプション、退職慰労金の組み合わせで定めております。業績連動型報酬については、売上高、EBITDA、キャッシュ・フロー及びその他の報酬委員会が適切と認める要素を業績判定要素とし、その達成状況に応じて変動させております。

各執行役の基本報酬を含む総報酬の支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度としております。

取締役及び監査役及び執行役に支払った報酬及び財産上の利益の額

平成18年6月30日開催の取締役会の決議に基づき、ストック・オプションとしての新株予約権19百万円を執行役1名に付与いたしました。

6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

7) 取締役の員数

当社の取締役は3名以上とし、うち2名以上は社外取締役とする旨定款に定めております。

8) 取締役の選任・解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

9) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等をより機動的に行うことを目的とするものであります。

10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

11) 取締役及び執行役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び執行役（執行役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

12) 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	28	-
連結子会社	-	-	45	-
計	-	-	73	-

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社であるシャクリーU.S.ホールディングコーポレーションは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト アンド ヤング LLP（米国）に監査証明業務を委託しており、その報酬額は、659千ドルであります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

特段の方新等は設けておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,699	5,273
売掛金	1,963	1,973
たな卸資産	2,879	-
商品及び製品	-	1,983
原材料及び貯蔵品	-	1,023
前払費用	466	443
繰延税金資産	672	762
その他	538	304
貸倒引当金	57	39
流動資産合計	11,163	11,724
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,057	3,025
減価償却累計額	668	806
建物及び構築物(純額)	2,389	2,219
機械及び装置	2,156	2,335
減価償却累計額	1,733	1,842
機械及び装置(純額)	423	492
車両運搬具	34	1,591
減価償却累計額	31	669
車両運搬具(純額)	2	922
工具、器具及び備品	881	899
減価償却累計額	725	793
工具、器具及び備品(純額)	156	106
建設仮勘定	127	116
その他	146	212
減価償却累計額	34	46
その他(純額)	111	165
有形固定資産合計	3,210	4,022
無形固定資産		
のれん	11,275	8,295
商標	3,831	3,757
その他	1,042	1,169
無形固定資産合計	16,150	13,222
投資その他の資産		
長期貸付金	-	344
長期前払費用	267	196
繰延税金資産	159	168
その他	1,539	1,205
貸倒引当金	1	2
投資その他の資産合計	1,964	1,914
固定資産合計	21,325	19,159
資産合計	32,488	30,884

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,636	1,480
1年内返済予定の長期借入金	2 390	2 866
1年以内のリース債務	76	571
未払売上割戻金	1,638	1,591
未払法人税等	288	408
未払費用	1,675	1,763
代理店研修会議費引当金	385	348
その他	910	920
流動負債合計	7,002	7,950
固定負債		
長期借入金	2 15,328	2 14,393
長期リース債務	2,383	2,699
退職給付引当金	1,690	1,427
役員退職慰労引当金	28	37
繰延税金負債	532	255
その他	293	548
固定負債合計	20,256	19,360
負債合計	27,258	27,310
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,296	1,296
利益剰余金	5,592	3,651
自己株式	966	968
株主資本合計	5,921	3,979
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16	5
為替換算調整勘定	876	612
評価・換算差額等合計	859	607
新株予約権	167	201
純資産合計	5,229	3,573
負債純資産合計	32,488	30,884

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	27,322	24,685
売上原価	10,727	9,205 ¹
売上総利益	16,595	15,480
販売費及び一般管理費	2, 3 13,649	2, 3 12,394
営業利益	2,945	3,086
営業外収益		
受取利息	152	75
受取配当金	0	1
貸倒引当金戻入額	4	-
デリバティブ評価益	-	1
為替差益	199	-
その他	24	27
営業外収益合計	381	106
営業外費用		
支払利息	861	766
支払手数料	72	71
デリバティブ評価損	126	-
為替差損	-	31
その他	44	122
営業外費用合計	1,104	992
経常利益	2,222	2,199
特別利益		
退職給付引当金戻入額	805	-
退職後医療費給付制度変更戻入益	-	120
特別利益合計	805	120
特別損失		
固定資産除却損	4 0	4 2
減損損失	5 230	-
電話加入権評価損	5	-
その他の投資評価損	4	-
リース会計基準の適用に伴う影響額	-	5
特別損失合計	240	8
税金等調整前当期純利益	2,788	2,312
法人税、住民税及び事業税	720	933
未払法人税等戻入益	28	-
法人税等調整額	654	36
法人税等合計	1,346	970
当期純利益	1,441	1,341

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,296	1,296
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,296	1,296
利益剰余金		
前期末残高	4,893	5,592
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,441	1,341
自己株式の処分	0	0
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	-	2,540
当期変動額合計	699	1,940
当期末残高	5,592	3,651
自己株式		
前期末残高	963	966
当期変動額		
自己株式の取得	4	2
自己株式の処分	1	0
当期変動額合計	3	1
当期末残高	966	968
株主資本合計		
前期末残高	5,225	5,921
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,441	1,341
自己株式の取得	4	2
自己株式の処分	1	0
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	-	2,540
当期変動額合計	695	1,942
当期末残高	5,921	3,979

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	41	16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24	10
当期変動額合計	24	10
当期末残高	16	5
為替換算調整勘定		
前期末残高	883	876
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,759	263
当期変動額合計	1,759	263
当期末残高	876	612
評価・換算差額等合計		
前期末残高	924	859
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,783	252
当期変動額合計	1,783	252
当期末残高	859	607
新株予約権		
前期末残高	91	167
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	75	34
当期変動額合計	75	34
当期末残高	167	201
純資産合計		
前期末残高	6,241	5,229
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	1,441	1,341
自己株式の取得	4	2
自己株式の処分	1	0
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	-	2,540
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,707	286
当期変動額合計	1,011	1,655
当期末残高	5,229	3,573

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,788	2,312
減価償却費	631	1,641
貸倒引当金の増減額（ は減少）	10	17
受取利息及び受取配当金	153	76
支払利息	861	766
為替差損益（ は益）	199	1
有形固定資産除売却損益（ は益）	0	2
減損損失	230	-
デリバティブ評価損益（ は益）	126	1
売上債権の増減額（ は増加）	185	19
たな卸資産の増減額（ は増加）	273	170
長期前払費用の増減額（ は増加）	3	2
仕入債務の増減額（ は減少）	220	130
未払費用の増減額（ は減少）	80	136
代理店研修会議費引当金の増減額（ は減少）	155	35
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,462	241
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	5	9
その他	1,278	163
小計	4,543	4,337
利息及び配当金の受取額	135	61
利息の支払額	880	721
法人税等の支払額	740	929
法人税等の還付額	-	327
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,058	3,076
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	193	352
無形固定資産の取得による支出	345	344
従業員に対する貸付けによる支出	52	85
従業員に対する貸付金の回収による収入	-	25
長期性預金の解約による収入	20	-
長期性預金の預入による支出	-	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	569	758
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の借入れによる収入	128	-
長期借入金の返済による支出	-	391
配当金の支払額	741	741
リース債務の返済による支出	112	522
自己株式の取得による支出	3	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	729	1,656
現金及び現金同等物に係る換算差額	543	89
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,215	572
現金及び現金同等物の期首残高	3,483	4,699
現金及び現金同等物の期末残高	4,699	5,271

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 21社 主要な連結子会社名 日本シャクリー(株)、シャクリー U.S.ホールディングコーポレーショ ン、シャクリー工業日本(株)、シャ クリーコーポレーション、シャクリー U.S., LLC、シャクリー イン ターナショナル インク</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 21社 主要な連結子会社名 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 同左</p>
2. 連結子会社の事業年度等 に関する事項	すべての連結子会社の決算期の末日は、 連結決算日と一致しております。	同左
3. 会計処理基準に関する事 項 (1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるものは、連結決算日の市場 価格等に基づく時価法(評価差額は全 部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)。 デリバティブ 時価法によっております。 たな卸資産 a 製品・商品・原材料・貯蔵品 ・・・・先入先出法による原価法 ただし、在外子会社は先入先出法に よる低価法</p> <p>b 未着原材料 ・・・・個別法による原価法 ただし、在外子会社は先入先出法に よる低価法</p>	<p>有価証券 その他有価証券 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 国内連結子会社は主として先入先出法 による原価法(貸借対照表価額は収益 性の低下に基づく簿価切下げの方法に より算定)、また在外子会社は先入先出 法による低価法 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「棚卸資産の評 価に関する会計基準」(企業会計基準 第9号 平成18年7月5日公表分)を 適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税 金等調整前当期純利益はそれぞれ11 百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は 当該箇所に記載しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 建物及び構築物・・・定額法 機械装置及び車両運搬具・・・定率法 工具、器具及び備品・・・定率法 ただし、在外連結子会社については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物・・・5～45年 機械装置及び車両運搬具・・・2～6年 工具、器具及び備品・・・3～20年 (会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産・・・定額法 なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(3年～8年)に基づいております。</p>	<p>有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>代理店研修会議費引当金</p> <p>販売代理店であるスーパーバイザーは特定計算期間において所定の販売目標を達成した場合に特定の国内または海外研修会議の参加資格を与えられます。代理店研修会議費引当金は計算期間内に参加資格を獲得するであろうスーパーバイザーに係る会社負担経費の見積額のうち、計算期間が当連結会計年度に対応する部分に係る見積額であります。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>当社及び国内連結子会社は、退職一時金及び適格退職年金制度に基づく従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における在籍従業員に係る自己都合要支給額及び年金受給者・待期者に係る責任準備金の額の合計額から年金資産を控除した額を計上しております。</p> <p>また、在外連結子会社については、退職年金制度に基づく従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異の処理については、回廊アプローチを採用しております。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退任に伴う退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。</p>	<p>代理店研修会議費引当金 同左</p> <p>退職給付引当金</p> <p>当社及び国内連結子会社は、退職一時金及び適格退職年金制度に基づく従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における在籍従業員に係る自己都合要支給額及び年金受給者・待期者に係る責任準備金の額の合計額から年金資産を控除した額を計上しております。</p> <p>また、在外連結子会社については、退職年金制度に基づく従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異の処理については、平均残存勤務期間6.7年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。</p>	<p>同左</p>
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>在外子会社はファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理方法 同左
4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんの償却については、それが発生認識された国における会計処理の原則に従い、償却又は減損処理の対象となっております。	のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ547百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>国内連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>この変更により、営業利益は28百万円増加し、経常利益は0百万円減少し、税金等調整前当期純利益は6百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>財務諸表規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」はそれぞれ1,837百万円、1,041百万円であります。</p> <p>「長期貸付金」は、前連結会計年度まで、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しております。</p> <p>なお前連結会計年度末の「長期貸付金」は279百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 投資有価証券 834百万円 上記の投資有価証券は、連結子会社株式であり、連結貸借対照表には計上されておられません。 担保付債務は、次のとおりであります。</p> <p>1年内返済予定の 長期借入金 376百万円 長期借入金 15,231百万円</p> <p>3. 特定融資枠契約 特定融資枠契約額 4,000百万円 借入実行残高 - 百万円 未実行残高 4,000百万円</p>	<p>1. 原材料及び貯蔵品には仕掛品224百万円が含まれております。</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 投資有価証券 834百万円 上記の投資有価証券は、連結子会社株式であり、連結貸借対照表には計上されておられません。 担保付債務は、次のとおりであります。</p> <p>1年内返済予定の 長期借入金 842百万円 長期借入金 14,320百万円</p> <p>3. 特定融資枠契約 特定融資枠契約額 4,000百万円 借入実行残高 - 百万円 未実行残高 4,000百万円</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)								
<p>2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>代理店研修会議費引当金繰入額 280百万円 従業員給料・手当・賞与 4,443百万円 退職給付費用 109百万円</p> <p>3 研究開発費の総額は669百万円であります。</p> <p>4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 - 百万円 機械及び装置 0百万円 工具、器具及び備品 0百万円</p> <p>計 0百万円</p> <p>5 減損損失 当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品開発及び販売</td> <td>無形固定資産</td> <td>シャクリー コーポレーショ ン</td> <td>ライセンス権</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、今後の利用が見込めないことから、当該無形固定資産の帳簿価額を、減損損失として特別損失に計上しました。 減損損失の金額は230百万円であります。</p>	用途	種類	場所	その他	製品開発及び販売	無形固定資産	シャクリー コーポレーショ ン	ライセンス権	<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 11百万円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>代理店研修会議費引当金繰入額 283百万円 従業員給料・手当・賞与 4,088百万円 退職給付費用 127百万円</p> <p>3 研究開発費の総額は572百万円であります。</p> <p>4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 2百万円 機械及び装置 0百万円 工具、器具及び備品 0百万円</p> <p>計 2百万円</p>
用途	種類	場所	その他						
製品開発及び販売	無形固定資産	シャクリー コーポレーショ ン	ライセンス権						

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	25,920	-	-	25,920
合計	25,920	-	-	25,920
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,187	5	1	1,192
合計	1,187	5	1	1,192

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	167
	合計	-	-	-	-	-	167

(注)上記の新株予約権のうち、平成18年7月1日付与の第6回新株予約権は権利行使日到来前のものであります。また第7回新株予約権及び第8回新株予約権の一部についても、権利行使日到来前のものが含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月22日 取締役会	普通株式	370	15	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月28日 取締役会	普通株式	370	15	平成19年9月30日	平成19年12月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	370	利益剰余金	15	平成20年3月31日	平成20年6月25日

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	25,920	-	-	25,920
合計	25,920	-	-	25,920
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,192	4	0	1,196
合計	1,192	4	0	1,196

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	201
	合計	-	-	-	-	-	201

(注)上記の新株予約権のうち、平成17年7月8日付与の第4回新株予約権及び平成18年7月1日付与の第6回、第7回、第8回新株予約権の一部については、権利行使日到来前のものが含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	370	15	平成20年3月31日	平成20年6月25日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	370	15	平成20年9月30日	平成20年12月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月19日 取締役会	普通株式	370	利益剰余金	15	平成21年3月31日	平成21年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係		1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	4,699百万円	現金及び預金勘定	5,273百万円
預入れ期間が3カ月を超える定期 預金	0百万円	預入れ期間が3カ月を超える定期 預金	1百万円
現金及び現金同等物	4,699百万円	現金及び現金同等物	5,271百万円
		2. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・ リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ529 百万円、555百万円であります。	

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1.ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、在外子会社における建物及び構築物、国内子会社における車両運搬具であります。	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項3 (2)「重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。	
建物及び構築物	359	359	-	2.オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
車両運搬具	1,695	720	974	1年内	308百万円
工具、器具及び備品	14	12	2	1年超	997百万円
合計	2,069	1,092	977	合計	1,305百万円
(2)未経過リース料期末残高相当額					
1年内	515百万円				
1年超	467百万円				
合計	982百万円				
リース資産減損勘定の残高 - 百万円					
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額					
支払リース料	474百万円				
リース資産減損勘定の取崩額	- 百万円				
減価償却費相当額	447百万円				
支払利息相当額	25百万円				
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					
2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料					
1年内	268百万円				
1年超	608百万円				
合計	877百万円				
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。					

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成20年3月31日)			当連結会計年度(平成21年3月31日)		
		取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	10	38	27	10	19	9
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	10	38	27	10	19	9
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合計		10	38	27	10	19	9

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社グループの利用しているデリバティブ取引は、金利関連の金利スワップ取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 当社グループは、事業活動に伴い財務上発生している金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しております。投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。</p> <p>(3) 取引の利用目的 デリバティブ取引は、金利関連において借入金等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引は、金利相場変動による支払利息に係るキャッシュフローの変動リスクを有しております。ただし、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、社内ルールに従い、取締役会・執行役会で審議した上で決定された範囲内で、財務部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 「取引の時価等に関する事項」についての「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額等または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

金利関連

区分	種類	前連結会計年度(平成20年3月31日)				当連結会計年度(平成21年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引	6,555	6,555	34	34	6,522	-	32	32
	合計	6,555	6,555	34	34	6,522	-	32	32

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。なお、一部の在外連結子会社は、確定給付型の制度のほか、確定拠出型の制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	3,027	2,839
(2) 年金資産(百万円)	1,609	1,458
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	1,418	1,381
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異(百万円)	129	70
(6) 未認識過去勤務債務(百万円)	177	128
(7) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6) (百万円)	1,725	1,439
(8) 前払年金費用(百万円)	-	-
(9) 未払費用(百万円)	35	11
(10) 退職給付引当金(7)-(8)+(9)(百万円)	1,690	1,427

(注) 当社及び国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(1) 勤務費用(百万円)	129	103
(2) 利息費用(百万円)	218	155
(3) 期待運用収益(百万円)	200	124
(4) 会計基準変更時差異の処理額(百万円)	-	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	83	37
(6) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	74	-
(7) その他(百万円)	126	82
退職給付費用(百万円)	116	179
退職給付引当金戻入益(百万円)	805	-
退職後医療費給付制度変更戻入益(百万円)	-	120
計(百万円)	689	59

(注) 1. 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含めております。

2. 「(7) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額及び在外子会社における退職金支払相当額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
在外連結子会社		
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	同左
(2) 割引率	5.8%	6.3%
(3) 期待運用収益率	8.0%	8.0%
(4) 数理計算上の差異の処理方法	回廊アプローチを採用して おります。	平均残存勤務期間6.7年にわ たって定額法により償却し ております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 1名 当社関係会社の執行役・取締役 13名 当社関係会社の従業員 20名	当社執行役 2名 当社関係会社の執行役 2名 当社関係会社の従業員 1名	当社執行役 1名 当社関係会社の執行役 2名 当社関係会社の従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 93,000株	普通株式 105,000株	普通株式 17,000株
付与日(割当日)	平成16年10月1日	平成16年12月10日	平成17年7月8日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の25%については対象勤務期間なし。他の25%については平成16年10月1日から平成17年9月30日。他の25%については平成16年10月1日から平成18年9月30日。残りの25%については平成16年10月1日から平成19年9月30日。	発行総数の25%については対象勤務期間なし。他の25%については平成16年12月10日から平成17年12月9日。他の25%については平成16年12月10日から平成18年12月9日。残りの25%については平成16年12月10日から平成19年12月9日。	発行総数の33.3%については平成17年7月8日から平成19年7月7日。他の33.3%については平成17年7月8日から平成20年7月7日。残りの33.4%については平成17年7月8日から平成21年7月8日。
権利行使期間	自平成16年10月1日 至平成26年9月30日 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。	自平成16年12月10日 至平成26年12月9日 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。	自平成19年7月8日 至平成27年7月7日 ただし、本新株予約権は、本新株予約権の発行日の2年後の日に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の3年後に付与された新株予約権の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後の日に付与された新株予約権の33.4%が行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社子会社のオフィサー 1名	当社執行役 1名	当社子会社のオフィサー 2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 1,036,800株	普通株式 372,430株
付与日(割当日)	平成18年7月1日	平成18年7月1日	平成18年7月1日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成21年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成22年6月30日。	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日。	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日。
権利行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成20年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	23,250	26,250	17,000	100,000	1,036,800	372,430
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	23,250	26,250	5,661	-	345,254	124,019
未確定残	-	-	11,339	100,000	691,546	248,411
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	69,750	78,750	-	-	-	-
権利確定	23,250	26,250	5,661	-	345,254	124,019
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	93,000	105,000	5,661	-	345,254	124,019

単価情報

	第2回 ストック・オ プション	第3回 ストック・オ プション	第4回 ストック・オ プション	第6回 ストック・オ プション	第7回 ストック・オ プション	第8回 ストック・オ プション
権利行使価格 (円)	1,430	1,343	1,050	985	1,313	1,071
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	-	-	-	200	121	171

2. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
 該当事項はありません。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用してあります。

4. 連結財務諸表への影響額

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 75百万円

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 1名 当社関係会社の執行役・取締役 13名 当社関係会社の従業員 20名	当社執行役 2名 当社関係会社の執行役 2名 当社関係会社の従業員 1名	当社執行役 1名 当社関係会社の執行役 2名 当社関係会社の従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 93,000株	普通株式 105,000株	普通株式 17,000株
付与日(割当日)	平成16年10月1日	平成16年12月10日	平成17年7月8日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の25%については対象勤務期間なし。他の25%については平成16年10月1日から平成17年9月30日。他の25%については平成16年10月1日から平成18年9月30日。残りの25%については平成16年10月1日から平成19年9月30日。	発行総数の25%については対象勤務期間なし。他の25%については平成16年12月10日から平成17年12月9日。他の25%については平成16年12月10日から平成18年12月9日。残りの25%については平成16年12月10日から平成19年12月9日。	発行総数の33.3%については平成17年7月8日から平成19年7月7日。他の33.3%については平成17年7月8日から平成20年7月7日。残りの33.4%については平成17年7月8日から平成21年7月8日。
権利行使期間	自平成16年10月1日 至平成26年9月30日 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。	自平成16年12月10日 至平成26年12月9日 ただし、新株予約権は、発行日から4年間、毎年25%ずつ行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。	自平成19年7月8日 至平成27年7月7日 ただし、本新株予約権は、本新株予約権の発行日の2年後の日に付与された新株予約権の総数の33.3%が、本新株予約権の発行日の3年後に付与された新株予約権の33.3%が、本新株予約権の発行日の4年後の日に付与された新株予約権の33.4%が行使可能になるが、発行日から10年経過した日以降は行使することはできない。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社子会社のオフィサー 1名	当社執行役 1名	当社子会社のオフィサー 2名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 1,036,800株	普通株式 372,430株
付与日(割当日)	平成18年7月1日	平成18年7月1日	平成18年7月1日
権利確定条件	なし	なし	なし
対象勤務期間	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成21年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成22年6月30日。	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日。	発行総数の33.3%については平成18年7月1日から平成19年6月30日、他の33.3%については平成18年7月1日から平成20年6月30日、残りの33.4%については平成18年7月1日から平成21年6月30日。
権利行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の4年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。	自平成19年7月1日 至平成28年6月30日 ただし、本新株予約権は、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の1年後の応当日に、付与された本新株予約権の総数の33.3%が本新株予約権の割当日の2年後の応当日に、付与された本新株予約権の33.4%が本新株予約権の割当日の3年後の応当日に、それぞれ行使可能になるが、割当日から10年後の応当日以降は行使することができない。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成21年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	-	-	11,339	100,000	691,546	248,411
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	5,661	33,300	345,255	124,019
未確定残	-	-	5,678	66,700	346,291	124,392
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	93,000	105,000	5,661	-	345,254	124,019
権利確定	-	-	5,661	33,300	345,255	124,019
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	93,000	105,000	11,322	33,300	690,509	248,038

単価情報

	第2回 ストック・オ プション	第3回 ストック・オ プション	第4回 ストック・オ プション	第6回 ストック・オ プション	第7回 ストック・オ プション	第8回 ストック・オ プション
権利行使価格 (円)	1,430	1,343	1,050	985	1,313	1,071
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	-	-	-	200	121	171

2. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

4. 連結財務諸表への影響額

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 34百万円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	百万円		百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	18	貸倒引当金損金算入限度超過額	11
減価償却費超過額	1	減価償却費超過額	0
投資有価証券評価損否認	15	投資有価証券評価損否認	15
その他投資評価損否認	17	その他投資評価損否認	17
賞与引当金損金算入限度超過額	52	賞与引当金損金算入限度超過額	253
有給休暇引当金	57	有給休暇引当金	56
代理店研修会議費引当金否認	346	代理店研修会議費引当金否認	333
たな卸資産評価損等	100	たな卸資産評価損等	86
未払事業税等否認	126	未払事業税等否認	158
退職給付引当金損金算入限度超過額	505	退職給付引当金損金算入限度超過額	562
研究開発費否認	121	研究開発費否認	203
未確定債務	492	未確定債務	186
繰越欠損金	91	繰越欠損金	111
その他	623	その他	875
繰延税金資産小計	2,571	繰延税金資産小計	2,871
評価性引当額	1,002	評価性引当額	867
繰延税金資産合計	1,568	繰延税金資産合計	2,003
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	11	その他有価証券評価差額金	3
その他	1,258	その他	1,323
繰延税金負債合計	1,269	繰延税金負債合計	1,327
繰延税金資産(負債)の純額	298	繰延税金資産(負債)の純額	676
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。		繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
	百万円		百万円
流動資産	繰延税金資産 672	流動資産	繰延税金資産 762
固定資産	繰延税金資産 159	固定資産	繰延税金資産 168
固定負債	繰延税金負債 532	固定負債	繰延税金負債 255
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	%		%
法定実効税率	40.5	法定実効税率	40.5
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4
評価性引当額	2.5	評価性引当額	2.5
税制の恩恵を受けない海外損失	3.9	税制の恩恵を受けない海外損失	3.9
その他	2.0	その他	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.3

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)において、当社グループは栄養補給食品等以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地 域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	7,967	18,429	925	27,322	-	27,322
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	35	820	-	855	855	-
計	8,003	19,250	925	28,178	855	27,322
営業費用	6,740	17,025	1,248	25,014	637	24,376
営業利益(又は営業損失)	1,262	2,224	322	3,164	218	2,945
・資産	23,374	25,249	1,387	50,011	17,522	32,488

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地 域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	7,709	16,067	908	24,685	-	24,685
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	43	859	-	902	902	-
計	7,753	16,927	908	25,588	902	24,685
営業費用	6,365	14,769	1,091	22,226	626	21,599
営業利益(又は営業損失)	1,388	2,157	182	3,362	275	3,086
・資産	23,766	23,222	1,081	48,070	17,185	30,884

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米・・・米国、カナダ、メキシコ

(2) その他・・・マレーシア、台湾、中国

3. 会計方針の変更

(1) (棚卸資産の評価に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」3.(1)に記載のとおり、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業利益は11百万円減少しております。

(2) (連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、「北米」の営業利益は547百万円減少しております。

(3) (リース取引に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。この変更により、「日本」の営業利益は28百万円増加しております。

【海外売上高】

最近2連結会計年度の海外売上高は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	18,429	925	19,355
連結売上高(百万円)	-	-	27,322
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	67.5	3.4	70.8

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	16,067	908	16,976
連結売上高(百万円)	-	-	24,685
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	65.1	3.7	68.8

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米・・・米国、カナダ、メキシコ

(2) その他・・・マレーシア、台湾、中国

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前連結会計年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 204.73円	1株当たり純資産額 136.39円
1株当たり当期純利益金額 58.28円	1株当たり当期純利益金額 54.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当連結会計年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（百万円）	1,441	1,341
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,441	1,341
期中平均株式数（千株）	24,730	24,726
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類（新株予約権の数1,724,230個）。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

（重要な後発事象）

当連結会計年度において、米国子会社の退職者を対象とした、退職後医療費給付制度（以下、「制度」といいます。）について、制度への参加者である退職者からの拠出額を増額させ、かつ医療プロバイダーを一社のみにするという変更が行われました。この変更により、医療プロバイダーが米国全土を網羅していなかったことから、制度への参加者数が減少いたしました。

制度への参加者からの拠出が増加し、参加者数が減少したことで、会社の債務が減少した結果、当連結会計年度において120百万円の特別利益が計上されております。

当該制度について、2009年4月1日を効力発生日として更なる変更が行われました。

この変更により、2009年4月1日以降の医療サービスに関する費用全額を制度参加者が負担することとなったため、翌連結会計年度において319百万円の特別利益が計上される見込みです。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	390	866	2.1	-
1年以内のリース債務	76	571	2.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,328	14,393	2.4	平成22年～24年
長期リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,383	2,699	4.5	平成22年～36年
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	18,179	18,530	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,063	1,535	11,794	-
リース債務	368	322	123	129

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	6,368	6,538	6,054	5,724
税金等調整前四半期純利益 金額(百万円)	653	383	759	515
四半期純利益金額 (百万円)	338	161	426	415
1株当たり四半期純利益金 額(円)	13.68	6.52	17.25	16.82

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24	18
未収還付法人税等	172	252
流動資産合計	196	270
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	1 4,328	1 4,328
投資その他の資産合計	4,328	4,328
固定資産合計	4,328	4,328
資産合計	4,524	4,598
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	2 40
未払金	2 416	2 6
未払法人税等	0	0
その他	18	27
流動負債合計	435	74
負債合計	435	74
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,296	1,296
利益剰余金		
利益準備金	324	324
その他利益剰余金		
別途積立金	3,000	3,000
繰越利益剰余金	268	670
利益剰余金合計	3,592	3,994
自己株式	966	968
株主資本合計	3,922	4,322
新株予約権	167	201
純資産合計	4,089	4,524
負債純資産合計	4,524	4,598

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益		
配当金収入	450	1,260
営業収益合計	450	1,260
売上総利益	450	1,260
販売費及び一般管理費	145	115
営業利益	304	1,144
営業外収益		
その他	1	1
営業外収益合計	1	1
営業外費用		
その他	0	1
営業外費用合計	0	1
経常利益	306	1,143
税引前当期純利益	306	1,143
未払法人税等戻入益	28	-
法人税等合計	28	-
当期純利益	335	1,143

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,296	1,296
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,296	1,296
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	324	324
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	324	324
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,000	3,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,000	3,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	675	268
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	335	1,143
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	406	401
当期末残高	268	670
利益剰余金合計		
前期末残高	3,999	3,592
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	335	1,143
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	406	401
当期末残高	3,592	3,994
自己株式		
前期末残高	963	966
当期変動額		
自己株式の取得	4	2
自己株式の処分	1	0
当期変動額合計	3	1
当期末残高	966	968

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	4,332	3,922
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	335	1,143
自己株式の取得	4	2
自己株式の処分	1	0
当期変動額合計	410	400
当期末残高	3,922	4,322
新株予約権		
前期末残高	91	167
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	75	34
当期変動額合計	75	34
当期末残高	167	201
純資産合計		
前期末残高	4,423	4,089
当期変動額		
剰余金の配当	741	741
当期純利益	335	1,143
自己株式の取得	4	2
自己株式の処分	1	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	75	34
当期変動額合計	334	434
当期末残高	4,089	4,524

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式 同左
2. その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理方法 同左

【表示方法の変更】

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度において未収入金として掲記されていた未収 還付法人税については、持株会社としての財政状態をより 明瞭に表示するため、当事業年度より未収還付法人 税等として表示しております。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 関係会社株式 804百万円 担保付き債務は、次のとおりであります。 連帯債務(偶発債務) 15,607百万円 2. 関係会社に対する債権・債務 未払金 416百万円 3. 偶発債務 連帯債務 日本シャクリー(株)のみずほコーポレート銀行 からの借入金15,607百万円について、当社は連帯債 務者となっております。	1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 関係会社株式 804百万円 担保付き債務は、次のとおりであります。 連帯債務(偶発債務) 15,163百万円 2. 関係会社に対する債権・債務 短期借入金 40百万円 未払金 6百万円 3. 偶発債務 連帯債務 日本シャクリー(株)のみずほコーポレート銀行 からの借入金15,163百万円について、当社は連帯債 務者となっております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額 (1) 支払手数料 29百万円 (2) 株式報酬費用 75百万円 (3) 会計監査報酬 12百万円 (4) 弁護士報酬 9百万円 (5) 株式関係費 14百万円 一般管理費に属する費用 100%	1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額 (1) 支払手数料 27百万円 (2) 株式報酬費用 34百万円 (3) 会計監査報酬 28百万円 (4) 弁護士報酬 4百万円 (5) 株式関係費 17百万円 一般管理費に属する費用 100%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式 (注) 1, 2	1,187	5	1	1,192
合計	1,187	5	1	1,192

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式 (注) 1, 2	1,192	4	0	1,196
合計	1,192	4	0	1,196

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)

子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	百万円		百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	82	税務上の繰越欠損金	111
未確定債務	5	未確定債務	9
その他	67	その他	81
繰延税金資産小計	155	繰延税金資産小計	202
評価性引当額	155	評価性引当額	202
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-
繰延税金資産(負債)の純額	-	繰延税金資産(負債)の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	%		%
法定実効税率	40.5	法定実効税率	40.5
(調整)		(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	59.4	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	44.5
評価性引当額	18.9	評価性引当額	4.0
その他	0.0	その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	税効果会計適用後の法人税等の負担率	-

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 158.61円	1株当たり純資産額 174.82円
1株当たり当期純利益金額 13.56円	1株当たり当期純利益金額 46.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	335	1,143
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	335	1,143
期中平均株式数(千株)	24,730	24,726
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の数1,724,230個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	-
預金の種類	
当座預金	14
普通預金	0
別段預金	4
小計	18
合計	18

固定資産

関係会社株式

区分	金額(百万円)
シャクリーUSホールディングコーポレーション	3,523
日本シャクリー株式会社	804
合計	4,328

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡し手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第34期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月24日関東財務局長に提出。
- 2 四半期報告書及び確認書
（第35期第1四半期）（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月13日関東財務局長に提出。
（第35期第2四半期）（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月14日関東財務局長に提出。
（第35期第3四半期）（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出。
- 3 有価証券報告書の訂正報告書
平成20年9月18日関東財務局長に提出。
事業年度（第34期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
平成20年10月14日関東財務局長に提出。
事業年度（第33期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- 4 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成20年12月19日関東財務局長に提出。
第35期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書
であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 太田 恵子 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 室橋 陽二 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月23日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸上 恵子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室橋 陽二 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 葉子 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年4月1日を効力発生日として退職後医療費給付制度の変更を行っている。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シャクリー・グローバル・グループ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 太田 恵子 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 室橋 陽二 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

シャクリー・グローバル・グループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸上 恵子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室橋 陽二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 葉子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャクリー・グローバル・グループ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。